

事務事業名	法定外公共物管理事業			担当	建設部 建設課 管理係
政策名	H	施策体系外		増補版施策名	
施策名	1	施策体系外の事業		<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業	
関連個別計画				事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ
法令根拠	真岡市法定外公共物管理条例、同施行規則				<input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 平成17年度～）
予算科目	1. 一般会計	8. 土木費	2道路橋りょう		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）
事業概要	法定外公共物（道路（赤道）、水路）の敷地は国が所有し財産の管理については、都道府県が国有財産法に基づいて行ってきた。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、法定外公共物は市町村に譲与されることとなり、譲与を受けるため、平成13年度から16年度までの4年間で市内の法定外公共物の特定調査を実施し、管理台帳を整備した。平成16年3月31日に真岡、山前、大内の3地区、平成17年3月31日に中村地区及び真岡、山前の変更分の譲与を受け市内のすべての法定外公共物の譲与を受けた。また、平成21年3月二宮町との合併により、旧二宮町の法定外公共物財産管理及び機能管理を行うこととなった。さらに、土地区画整理事業や土地改良事業の換地処分及び境界協定や用途廃止等に伴い管理台帳の補正を行う。				

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 29年度実績 ・境界協定、用途廃止の手続きの後、管理を企画課に移管して台帳補正を実施。 ・占用等の許可。 30年度計画 平成29年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 法定外道路（赤道）の用途廃止申請	件	4	2	8	8	8
	イ 法定外水路の用途廃止申請	件	1	3	1	4	4
	ウ 法定外道路・水路の同時用途廃止申請	件	1	1	0	2	2
エ 占用等の許可	件	118	200	123	114	114	
オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 機能を失った法定外公共物（道路（赤道）、水路）。	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 法定外公共物用途廃止件数	件	6	6	9	14	14
	イ						
	ウ						
エ							
オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 機能を失った法定外公共物の有効利用を図る。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア 払い下げ件数	件	6	5	9	14	14
	イ 賃貸借件数	件	0	0	0	0	0
	ウ 譲渡	件	0	1	0	0	0
エ							
オ							
④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 実情に合った法定外公共物の財産管理を行い市民の生活環境を整備する。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
	ア きれいな街と感じている市民の割合	%	76.7	79.6	75.9	78.1	77.6
	イ						
	ウ						
エ							
オ							

(2) 総事業費の推移		単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0
		国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	1,033	1,157	859	1,285	988
	事業費計(A)	千円	1,033	1,157	859	1,285	988
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	110	110	100	100
		人件費計(B)	千円	464	461	415	415
トータルコスト(A)+(B)		千円	1,497	1,618	1,274	1,700	1,403

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成17年3月31日に真岡市内のすべての法定外公共物の譲与を受け、平成17年4月1日より、市内のすべての法定外公共物について管理を行うことになった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	合併浄化槽からの放流などの占用申請・許可件数がH27まで増加していた。H28は123件、H29は114件と減少に転じている。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	法定外公共物が市に譲与されたことで、用途廃止や払下げの手続きがしやすくなり、行政サービスの向上につながっている。